

令和2年度小田原市就労準備支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、生活困窮者自立支援法に規定される生活困窮者や生活保護法に規定される生活保護利用者のうち日常生活や社会生活上の自立が不十分であるため、直ちに一般就労することが困難なものに対する就労準備支援事業を行う事業者（以下「受注候補者」という。）を選定するためのプロポーザルの実施について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務名

令和2年度小田原市就労準備支援業務

2 業務内容

別紙「令和2年度小田原市就労準備支援業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日から令和3年3月31日まで（準備期間を含む。）

4 委託料の上限額

1,236,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 受注候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式

6 プロポーザルへの参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 市内に事務所を有する法人であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第2号に規定する者及びその利益となる行動を行う者でないこと
- (5) 会社更生法（令和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（令和11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと

7 日程

プロポーザルの日程は、次のとおりとする。

項 目	年 月 日
参加募集開始（小田原市ホームページ）	令和2年 9月17日（木）
質問受付期間	令和2年 9月17日（木） ～10月 1日（木）
応募書類提出期限	令和2年10月 8日（木）
選定委員会開催、プレゼンテーション・審査	令和2年10月14日（水）
結果通知発送	令和2年10月16日（金）

8 質問受付

(1) 受付期間

令和2年9月17日（木）～10月1日（木）

（閉庁日を除く日の午前8時30分～午後5時15分）

(2) 受付方法

「プロポーザルに係る質問書」（様式1号）に記入の上、持参又はファックス送信、電子メール送信のいずれかの方法により提出する。なお、ファックス又は電子メール送信後には、13問合せ先に記載された事務局まで電話連絡をしてください。

ファックス番号：0465-33-1849

メールアドレス：seikatsushien@city.odawara.kanagawa.jp

(3) 回答方法

令和2年10月5日（月）までに、質問者にファックス又は電子メールのいずれかの方法により回答するとともに、市ホームページで公開する。

9 応募方法

プロポーザルの参加応募者は、次のとおり書類を提出するものとする。

(1) 提出書類

ア 小田原市就労準備支援業務応募申込書（様式2号）

イ 応募者概要書（様式3号）

ウ 業務計画書（様式4号）

エ 業務委託料見積書（様式5号）

オ その他

- ・法人の業務内容が分かる案内等の資料
- ・法人の定款及び規約等

提出部数

正本1部、副本6部

(2) 提出方法、期限及び場所

郵送又は持参により、令和2年10月8日（木）午後5時15分までに小田原市福祉事務所生活支援課自立支援係へ提出する。

10 選定委員会の開催及びプレゼンテーションの実施

応募者は、次のとおり選定委員会に出席し、プレゼンテーション等を行う。

- (1) 開催日時 令和2年10月14日（水） 午後1時30分から
- (2) 開催場所 小田原市役所 全員協議会室
- (3) 結果通知 令和2年10月16日（金）に文書により郵送

*実施時間は個別に連絡する。

11 審査方法及び選定基準等

(1) 審査方法

選定委員会において、提出書類の内容及びプレゼンテーション・ヒアリングについて審査及び採点を行い、最高得点者1者を選定し、受注候補者とする。ただし、応募申込者が1者の場合、小田原市が設定する基準点に達した場合は採用とする。また、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

ア プレゼンテーション15分以内、ヒアリング15分以内

イ プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された資料のみとする。

(2) 選考基準

ア 基本の方針に関すること（配点：30点）

- ・生活困窮者自立支援法及び生活保護法に対する理解や就労準備支援事業を行う上での理解はあるか。
- ・業務目的や仕様書の内容を理解した方針が策定されているか。

イ 業務内容等に関すること（配点：70点）

- ・業務遂行に必要な知識・資格・経験を有する人材（ボランティア等含む。）を確実に確保できるか。
- ・同種業務・類似業務の実績はどの程度あるか。
- ・個人情報の管理は徹底されているか。
- ・新型コロナウイルスへの対応は徹底されているか。
- ・民間のノウハウが生かされた具体的かつ効果的な内容となっているか。
- ・業務委託料見積書の内容は、本業務の内容に照らし適正か。

* 配点は、選定委員1名あたりのものです。

12 留意事項

- (1) この応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、提出書類は返却しない。
- (3) 採用する企画提案の使用権は、小田原市に帰属する。
- (4) 提出期限後における提出書類の差し替え及び再提出はできない。
- (5) 事業の受注により得られた情報は、事業終了後においても守秘義務が発生する。
- (6) 本事業の成果等については、広報誌などで公開する場合がある。
- (7) 仕様は、受注者決定後、必要に応じて再調整を行うことがある。

13 問合せ先

(事務局)

小田原市福祉事務所 生活支援課 自立支援係 淵上・穂田

〒250-8555 小田原市荻窪300番地

電話番号 0465-33-1892

ファクシミリ番号 0465-33-1849

e-mail seikatsushien@city.odawara.kanagawa.jp